

徳島市小松海岸緑地ドッグラン利用の手引き

1. はじめに

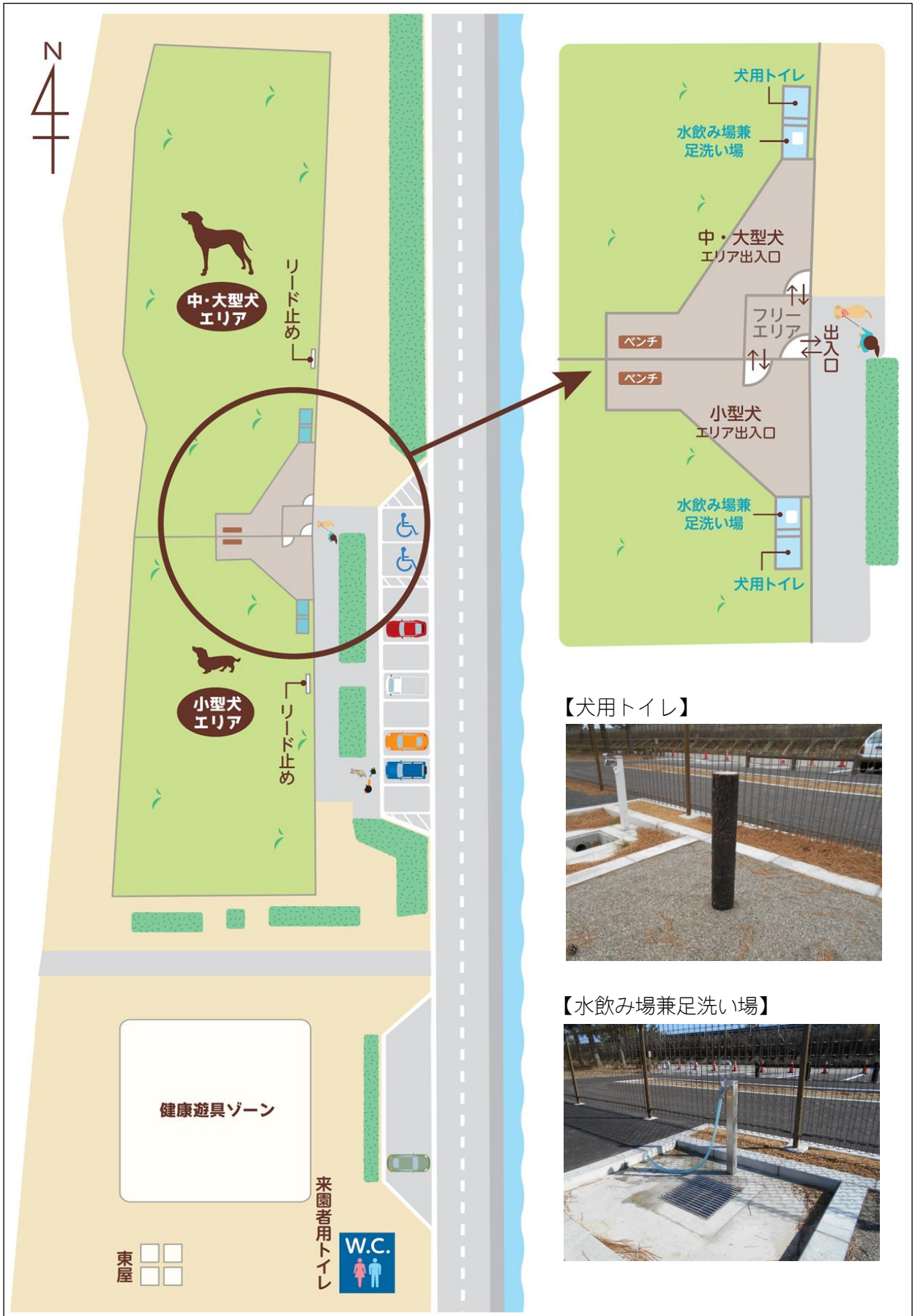
当ドッグランの利用は無料ですが、事前に利用登録が必要となります。(犬の登録及び狂犬病予防注射の接種は必ず必要となります。)愛犬家の方々が交流し集える場として開放を行います。利用のきまりやマナーをお守りいただき、利用の手引きに記載された事項に同意された方のみご利用ください。

2. 施設概要

- (1) 管理者 徳島市 (公園緑地課)
- (2) 名称 徳島市小松海岸緑地ドッグラン
- (3) 設置場所 徳島市川内町旭野 小松海岸緑地内
- (4) 規模 全体1,776㎡ (中・大型犬エリア: 1,004㎡、
小型犬エリア : 763㎡、
フリーエリア : 9㎡)
- (5) 設備 犬用トイレ、犬の水飲み場兼足洗い場、リード止め、ベンチ
- (6) 駐車場 小松海岸緑地内115台 (駐車場及びトイレは他の公園施設利用者と共用)
- (7) 利用時間 9時00分 ~ 17時00分
※ドッグラン内の整備作業時など利用できない時間帯は徳島市ホームページなどでお知らせします。
- (8) 利用料金 無料 (利用登録制)
- (9) 位置図



(10) 施設図



【犬用トイレ】



【水飲み場兼足洗い場】



3. 利用方法

(1) 利用登録について

当ドッグランを利用するには、事前に利用登録手続きが必要です。

① 登録前に

- ア 愛犬の年齢、体重、性別、犬種をお調べください。
- イ 利用申込書を徳島市ホームページからダウンロードして印刷し、必要事項を記入してください。また、利用の手引きに記載された事項を理解及び了承の上で、申込書及び誓約書に署名・捺印（シャチハタ不可）をしてください。なお、利用申込書は公園緑地課の窓口でも配布しています。

② 登録手続きの方法

下記の方法で登録手続きができます。

- ア 徳島市役所5階公園緑地課の窓口 ※愛犬はお連れできませんのでご注意ください。
受付時間：平日の8時30分～17時00分
休 日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始
- イ 郵送 ※登録時に必要な書類を同封して公園緑地課宛に送ってください。
住 所：〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所5階 公園緑地課

③ 登録時に必要な書類

登録手続きには下記のア～オが必要となりますが、提出された書類は返却できませんのでご注意ください。なお、写真はカラーでL判程度のものとし、特に、ア・イはどちらかを登録証に使用しますので鮮明なものをご用意ください。

なお、提出書類に不備があると登録できませんのでご注意ください。

- ア 愛犬の顔が分かる写真
- イ 愛犬の全身が分かる写真
- ウ 登録番号が分かる鑑札の写真
- エ 番号が分かる狂犬病予防注射済票の写真（接種後1年以内のもの）
- オ 徳島市小松海岸緑地ドッグラン利用申込書（誓約書に署名・捺印が必要）

④ その他

- ア 愛犬1頭につき1登録となります。
- イ 18歳未満の方が登録する場合は親権者または保護者の同意が必要です。
- ウ 登録手続き（申込みから登録証のお渡しまで）に10日ほど必要となり、登録証は後日郵送します。即日発行はできません。
- エ 登録証の裏側にドッグラン入口のカギの暗証番号を記載していますので、登録証が届き次第ご利用いただけます。
- オ 愛犬の利用エリアの区分については、一般社団法人ジャパンケネルクラブの犬種データ等を参照し判断するものとし、ミックス犬等は実体重等も考慮して判断するものとします。（場合によっては途中で区分が変更となります。）
- カ 手続き時にいただいた個人情報については、個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、ドッグランに関する目的以外の利用や第三者への情報提供は行いません。

(2) 登録更新について

当ドッグランを毎年利用するには、登録更新手続きが必要です。カギの暗証番号を年度毎に変更しますので、更新手続きを忘れないようにしてください。

① 登録更新受付開始時期

毎年7月1日(土曜日、日曜日、祝日の場合は次の平日)から更新手続きの受付を開始します。

なお、新年度から利用する場合は、事務処理の関係上、8月20日(土曜日、日曜日、祝日の場合は次の平日)までに更新手続きをお済ませください。

② 新年度開始時期

毎年9月1日(土曜日、日曜日、祝日の場合は次の平日)の午前9時00分から新年度が始まります。

③ 更新前に

ア 愛犬の体重をお調べください。

イ 登録更新届を徳島市ホームページからダウンロードして印刷し、必要事項を記入してください。また、利用の手引きに記載された事項を理解及び了承の上で、更新届及び誓約書に署名・捺印(シャチハタ不可)をしてください。なお、登録更新届は公園緑地課の窓口でも配布しています。

④ 更新手続きの方法

下記の方法で更新手続きができます。

ア 徳島市役所5階公園緑地課の窓口 ※愛犬はお連れできませんのでご注意ください。

受付時間：平日の8時30分～17時00分

休日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始

イ 郵送 ※更新時に必要な書類を同封して公園緑地課宛に送ってください。

住所：〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所5階 公園緑地課

⑤ 更新時に必要な書類

更新手続きには下記のア～ウが必要となりますが、提出された書類は返却できませんのでご注意ください。なお、写真はカラーでL判程度のものをご用意ください。

なお、提出書類に不備があると更新できませんのでご注意ください。

ア 愛犬の写真(登録証に使用するため鮮明なものを準備)

イ 番号が分かる狂犬病予防注射済票の写真(接種後1年以内のもの)

ウ 徳島市小松海岸緑地ドッグラン登録更新届(誓約書に署名・捺印が必要)

⑥ その他

ア 18歳未満の方が更新する場合は親権者または保護者の同意が必要です。

イ 更新手続き(届出から登録証のお渡しまで)に10日ほど必要となりますが、7月1日から8月20日までの間は更新手続きの集中が予想されるため、この期間に手続きをされた場合の登録証は新年度の開始までに郵送します。即日発行はできません。

ウ 更新手続き後、新しい登録証が届いても、新年度の9月1日(土曜日、日曜日、祝日の場合は次の平日)の午前9時00分までは旧の暗証番号のままです。

4. 利用のきまり

(1) ドッグラン入口扉の開錠方法

①徳島市ドッグラン利用登録証の裏側に記載しているカギの暗証番号で開錠してください。なお、この暗証番号は他の人には教えないでください。

※暗証番号は年度毎に変更しますので、登録更新の手続きをお願いします。

②当ドッグランは無人です。出入りをする際は、愛犬を守るため常に扉が閉まっていることを確認してください。

③カギの開錠の手順



(2) 利用資格

<p style="text-align: center;">[利用できる方]</p> <p>①愛犬を見守れる方 ②愛犬を制御できる方 ③愛犬の健康状態や精神状態に心配りができる方 ④16歳以上の方で利用登録(更新)済みの愛犬を連れた方 (16歳未満の方は、保護者の同伴があれば利用できますが、乳幼児は入場をご遠慮ください。)</p>	<p style="text-align: center;">[利用できない方]</p> <p>①愛犬を見守れない方 ②愛犬を制御できない方 ③利用のきまりや注意が守れない方 ④他の犬や他の方に危害を加える方 ⑤利用登録(更新)済みの愛犬を連れていない方</p>
<p style="text-align: center;">[利用できる犬]</p> <p>①利用登録(更新)済みの愛犬 ※区分に関わらずフェンスを飛び越える可能性がある場合は、飼い主の判断により利用を中止してください。 ②飼い主が行動を制御できる愛犬 ③行動を制御することが可能な状態の愛犬</p>	<p style="text-align: center;">[利用できない犬]</p> <p>①利用登録(更新)をしていない愛犬 ②他の犬や他の利用者に対して攻撃的である、威嚇するなど恐怖感を与える愛犬 ③あまりにも怖がり過ぎる愛犬 ④飼い主が行動を制御できない愛犬 ⑤むやみに吠える、噛み癖がある、興奮している愛犬 ⑥発情期間中の愛犬 ⑦伝染性の皮膚疾患にかかっている愛犬 ⑧ノミ、ダニなどの外部寄生虫が寄生している愛犬 ⑨回虫、条虫などの内部寄生虫が寄生している愛犬</p>

(3) 注意事項及び禁止事項

- ①ドッグランの利用時間は午前9時から午後5時までとします。なお、ドッグラン内の整備作業時など利用できない時間帯は徳島市ホームページなどでお知らせします。
- ②ドッグラン内外で起きた事故、紛争、病気感染、ケガなどのトラブルは自己責任とし、当事者同士及び自身とその家族で解決をしてください。管理者は一切責任を負いません。
- ③飼い主同士及び飼い犬同士の紛争については当事者同士で解決をしてください。
- ④利用の際は、必ず徳島市ドッグラン利用登録証をお持ちください。(提示を求める場合があります。)
- ⑤登録証を紛失した場合、再発行の手続きが完了するまで利用できません。
- ⑥ノーリードで利用できるエリアは、フェンスに囲まれた犬用エリアの範囲内です。エリア外は必ずリードを付けてください。
- ⑦エリア内への入場は、混乱や事故をさけるため1名につき1頭までとします。また、エリアに入る前に中の状況を確認し、エリア内に20頭以上いると判断した場合は利用をお控えください。
- ⑧フリーエリアは他の犬がいるときは入らないでください。
- ⑨愛犬を守るため、出入口の扉は2つを同時に開放することのないよう、先の人が扉を閉めるまではフリーエリアへは入らないでください。
- ⑩フリーエリアから登録証に記載された大きさ区分のエリアに入ってください。
- ⑪最初はリードをつけたまま入り、興奮やショックが和らいでからリードを外してください。
- ⑫当ドッグランには犬用トイレが設置されています。犬のおしっこは犬用トイレにお願いします。また、犬がおしっこなどをした場合は水をかけて流してください。
- ⑬犬のうんちなどの排泄物は、トイレが詰まる原因となるため公園のトイレに流さないで、飼い主の責任で持ち帰ってください。
- ⑭エリア内での飲食や喫煙は禁止です。また、犬に対する餌やりも禁止ですが水やりは可能です。
- ⑮犬のおもちゃ(ボールやフリスビーなど)は他の利用者の迷惑にならないよう使用してください。ただし、他の犬と取り合いなどのトラブルの危険を感じた場合は、一時使用をやめるなどの対応をしてください。
- ⑯犬のブラッシング(毛づくろい)やシャンプー、水浴びは禁止です。
- ⑰ベビーカーや犬用カートなど事故の原因となるようなものは持ち込み禁止です。
- ⑱犬を放したまま、飼い主がエリア外へ移動することは禁止です。
- ⑲犬以外のペットは利用禁止です。また、犬を連れていない方は利用禁止です。
- ⑳車でお越しの際は、必ず駐車場を利用してください。路上駐車は絶対にしないでください。
- ㉑営利を目的とした活動や営業活動、集団で独占しての利用は禁止です。また、他の犬や飼い主の迷惑になる行為は禁止です。
- ㉒他の利用者の迷惑となる行為等があった場合は、利用の中止や退場をしていただく場合があります。
- ㉓利用のきまりを守らない利用者については、利用登録を取り消す場合があります。